

フランツ・ロペス・デ・オニャーテの

「法の安定性」論(1)

中 村 韶 美 郎

I. 世 論

若くしての逝去したイタリアの法哲学者、フランツ・ロペス・デ・オニャーテ(Flavio Lopez de Oñate 1912-1944)は、彼の「法の安定性」論によつて、現代イタリア法哲学史上に独特の位置をしめたる。天逝する1年前、すなわち彼の死の直前にあら

わした主著「法の安定性」(La certezza del diritto 1942)が、その思惟の特異性とともに、大きな歴史的意義をもつたのである。この論議は、法の安定性をめぐる論議・展開の契機となつたのである。本稿は、主としてこの「法の安定性」を中心にして、彼の法思想の一端を解説するものである。

法の安定性の問題ほど漠然とした、かつ困難な問題はないであらう。ロペス思想は、この不明瞭さをもつた問題を理解するかぎり、時代状況のもとににおいてはじめて、法の安定性にかんするかれの特

(1) フランツ・ロペス・デ・オニャーテの「法の安定性」論(1)

フランツ・ロペス・デ・オニャーテの「法の安定性」論（1）

異なる問題設定が理解されうるのである。より具体的にいへば、第一に、主として第一次世界大戦以降のヨーロッパ的伝統的価値の危機状況、そしてそれとふかく関連する（とロペスが規定する）法の危機意識が、第二に、かれが生きた当時のイタリアの政治的状況のなかでよく主張されるべきであった、個人の自由とその尊厳性の擁護のイデオロギーが、ロペス思想の基本的部分を決定してゐるといふことである。G・カポグラッシ (G. Capograssi) によれば、「危機は、実在の諸根底を暴露する」として、思惟する者に、法の深奥なる本質を思惟するための刺激材、方法をついた資料を提供するものであるが、ロペスの書は、「……法の危機を思维し考慮しようとする、たゞましく熱烈なる試みにがいのなにものでない」⁽²⁾のである。かれの安定性論は、このように、法の危機といふ歴史的意識の次元における思惟にむかへて、そのものがわからぬのである。

もし、「法の危機」がロペス思想のアロローグであるとするならば、「法の特殊倫理性」(specificità del diritto) との法の安定性の規定は、そのヒュローネである、そのむかとも基本的なモチーフである。しかしながら、この「特殊倫理性」の理論は、正義と法の安定性との関係の問題にかかるものであり、からずも理解が容易ではない。正義と安定性がつねに超えがたいアンチノミ

ーの関係にあるのか、それとも究極的に統一性をもつたかであるのか、また両者がつねに矛盾対立するばかり、ロペスの「特殊倫理性」論はどのように解釈され位置づけられるのか、といった諸問題が問われねばならない。意思とか正義とかの内面的原理が客觀化されねじり、法は客觀化された歴史的実在 (realtà storica obiettivata) としてたちあらわれ、そこに法の「特殊倫理性」があるわけであるが、それゆえに「特殊倫理性」として規定される法の安定性は、客觀性としてのそれである。そして「眞実の現実内所在の理縛」(la dottrina dell'insidenza della verità nella realtà) をいうじて、正義と安定性とは客觀的世界 (法の世界) にねじり統極的統一性を獲得する。こういったロペスの思惟は、後述する所で、多分にベーゲル的であるといわれなければならない。しかるに、ロペスにたどりする批判 (とくに、フランチニスコ・カルネルツィのそれはもつとも激しいものであるが) せんの点にむけられたのであるが、からずも適切なる批判とはいえないわけである。「特殊倫理性」論をめぐる詳細は、のちにやがて述べねばならないが、やがて、ロペスが法の世界そのものが崩壊の危機にむかへて、いわゆる時代において、鋭敏かつ明確なる歴史意識をもつて、いかに法の世界が、いかにすれば客觀性=「特殊倫理性」としての法の安定性が成立しうるかを悩みかつ思惟したかということを忘れるならば、わざわざ

ロペス思想を真に理解することは不可能となる。「特殊倫理性」は、まさしくロペス思想の要諦であるといわねばならない。

以上のごとく、ロペスの安定性論は、歴史的意識を背後にもつてゐる、きわめて思弁的性格のものであることがあきらかであるが、それなるがゆえに、「法の安定性」というテーマから一般に連想されるがごとき、既存の法律秩序の無批判的承認を安易に説くものではけつしてない。かれの「法規」(legge)の重要視とそれへの期待とは、かれをして典型的な法実証主義の代弁者たらしめるであらう。たしかに法実証主義の基本的エレメントが、ロペス思想のなかにはみられるところである。しかしながら、「個人の保障」(garanzia del singolo)、「恣意にたいする闘争」(la lotta contro l'arbitrio)など、う觀点から、「法規」の重要性を主張するゝも、その法実証主義には、ある価値評価的側面のあることを否定しないであらう。むろん、立法者がほんらい恣意的たりえぬとする R・フォン・イヒーリング (R.v. Jhering) の見解を形式的なものとしてしりぞけ、むしろ立法者を拘束する原理をかれがみいだそうとするとか、そこにおいて、ほんらいの法実証主義を超克する何ものがあるといわねばならない。しかもその何ものかが、「思惟」(pensiero) を媒介とする「歴史的」なものであるとするとか、ロペス思想には、わたくしの憶測によれば、歴史的色彩の濃い一種の自然法思想への契機がふくまれて

いるようにねもえるのである。ロペス思想をこのように理解するならば、主として戦後のイタリア自然法が歴史的自然法へと移行していくプロセスのなかで、それは重要な意味をおびることにならう。戦後イタリア法思想の特質としての、「法実証主義と自然法」という容易には和解しがたい両思想の相互的接近⁽³⁾は、じつはロペス思想に内在する発展的契机をなすものである、とわたくしは考えるのである。

ロペス思想の重要な側面を序論的に述べてきたのであるが、以下に詳細にかれの法の安定性の思想をあらかにしてみたい。

(1) ◆略歴◆

一九一二年七月一日、ミラノで生まれる。二〇才でローマ大学を卒業したのち、ただちに、ジョルジオ・デル・ヴァッキオ (G. Del Vecchio) 一八七八—一九七〇) のもとで助手となる。しかし、やのい、文部省官吏 (Funzionario del ministero della educazione nazionale) (一九四〇)、ローマ・ヴィスコンティ高校教師 (一九五〇) をへてから、マチエラータ大学にて法哲学を講じた (一九七〇—三十一才)。かれが学問研究をした時代は、いうまでもなく混乱動搖の時代、まさしく危機の時代であり、また独・伊ファシズム体制の形成・確立期であった。一九四四年、ローマが解放されたのち、かれは、同年六月五日、わづか三十二才の若さで、ローマに病死した。

ちなみに、かれの名を引用するわい、イタリアで通常 «il ハラーギオ・ロペス・デ・オニヤーテの「法の安定性」論 (1)

トーマス・ロバート・カーリーの「法の安定性」論（1）

Lopez» の著述は、本稿に類似する簡単な「ロバート」の表記が見られる。

『著作』 たるの主著は、一九四一年、三〇年代の現行本として刊行された、『法の基礎』である。

④ Compendio di Filosofia del diritto, Milano, Cetim, 1942, pp. 222.; Nuova ed., Milano, Giuffrè, 1955, pp.

VIII-265 («Pubblicazioni dell'Istituto di Filosofia del diritto dell'Università di Roma» N. S., III)

⑤ La certezza del diritto, Roma, Tip. Consorzio nazionale, 1942, pp. 201; Ristampa postuma a cura di G.

Astuti con prefazione di G. Capograssi. Roma, Gismondi, 1950. pp. 201; Nuova ed. riveduta. In aggiunta saggi di G. Capograssi, P. Calamandrei, F. Carnelutti e P. Fedele, a cura di G. Astuti. Appendice di M. Corsale. Milano, Giuffrè, 1968 («Civiltà del diritto 19»)

294

⑥ A proposito di una recente bibliografia rosmariniana. Proposta di addizioni, rettifiche e complementi, in «Sophia», 1936, n. 2-3, pp. 218-244; n. 4, pp. 476-504

⑦ Su una storia delle dottrine politiche, in «Logos», 1938, fasc. 2, pp. 252-265

⑧ Attualismo, solipsismo, protagonismo, in «Rivista int. di Filosofia del diritto», 1939, fasc. III-IV, pp. 215-231

この書の法学者の論文が用いられた。題は『La certezza del diritto』である。

右の著述は、トーマス・ロバートの著述である。参考文献には、(Cfr. R. Orecchia, La filosofia del diritto nelle università italiane 1900-1965, Milano, 1967, pp. 304-5)°

⑨ Intorno ad una storia delle dottrine politiche, in «Sophia», 1935, n. 3-4, pp. 590-594

⑩ A proposito di diritto e filosofia della pratica, in «Rivista int. di Filosofia del diritto» 1936, fasc. III, pp. 288-

この書の法学者の論文が用いられた。題は『La certezza del diritto』である。

右の著述は、トーマス・ロバートの著述である。参考文献には、(Cfr. R. Orecchia, La filosofia del diritto nelle università italiane 1900-1965, Milano, 1967, pp. 304-5)°

⑪ Tocqueville storiografo della rivoluzione del 1848, in «Logos», 1939, fasc. II, pp. 328-333

⑫ Studi filosofici sulla scienza del diritto, in «Annali della Regia Università di Macerata», Vol. XII-XIII,

1939, pp. 210-284

- (8) Responsabilità e azione, in « Bollettino dell' Istituto di Filosofia del diritto della R. Università di Roma », 1940, n.5, pp. 181-188
- (9) L'Italia e l'Egitto. Nota bibliografica, in « Egitto moderno e antico» (Varese-Milano, Industrie Grafiche A. Nicola e C., 1941), pp. 391-402
- (10) La bibliografia di Giorgio Del Vecchio, in « Rivista int. di Filosofia del diritto », 1942, fasc. I, pp. 80-86
- (11) Recenti dottrine processuali e crisi del diritto, in « Rivista int. di Filosofia del diritto », 1942, fasc. VI, pp. 558-564
- (12) Intelligenza di Tilgher, in « Archivio della Cultura italiana », 1942, fasc. I, pp. 75-84
- (13) Pasquale Stanislao Mancini e la dottrina della nazionalità nel Risorgimento italiano, in P.S. Mancini, Saggi sulla nazionalità (Roma, Sestante, 1944), pp. VII-LXXV
- (2) G. Capograssi, Flavio Lopez de Oñate, in « La certezza del diritto», pp. 9, 10
- (3) 著稿・現代マニト社の「法の危機」も自然法の問題、群馬大学教養部紀要第四卷(一九七〇年)、八、九頁。これと同様に「Diritto naturale vigente」の象徴的なものである。

ヒルダ・ロペス・ホーリーの「法の安定性」(1)

⑧ Responsabilità e azione, in « Bollettino dell' Istituto di Filosofia del diritto della R. Università di Roma »,

IV 法の危機 (Crisi del diritto)

「法の危機」は、ローブ思想の代表モードであるが、同時に、それが、現代法思想の流れであることが重要である。この問題について、かくて自然法思想との関連において論じたことがあるので、前掲拙稿、序説註(3)詳縦については省略するが、ローブの問題設定を良く理解するためには不可欠である。なぜなら、おもだれいにいじらかねの主張を要約しておのが便利である。

「法の危機」は、もろもろから深いまで現代の危機 (crisi della nostra epoca) を想取るところ、人々のがふるの枉屈である。この危機解釈なりと云はれ、かなへやかぬ異議がなじむわけではないが、現代文明の危機と「法の危機」との関連性をせんぬい指摘したのは、あるふじねねて、⁽²⁾ もとよりローブ思想の滅ぼぐからぬる原因でもある。それで、われども、かれのいう現代の危機とは何事か。

その根源を、かねば、個人の精神的危機、つまり血肉喪失としての個人の危機のなかにあるのだである。このやうな現代の危機は、いわゆる懶葉に、じつに纖細にかたはれてくる。

「精神は、血肉血肉を獲得し、やつてただ血肉血肉であるが、やくもへんじて着手して、わたながる過程のうち最後にいたり

フランツ・ライオ・ロペス・ア・オニャーテの「法の安定性」論（1.）

て、かくも自己があれむじこだこむに気がつく⁽³⁾。

「自己自身への感覚をえようとして、その試みが失敗してから、ついに生は、そのすぐてをあらゆる行為のなかに分散せしめ、すべてを完全にそのなかに没入せしめようとしたるみる。そして、実のところは多様性のなかに消えちつてゆき、決定的に自己自身を喪失するひとをもつて終る。無の感覚からは、もはやいかなる救いも、けつして生まれてはしない⁽⁴⁾」。

不安、苦悩、孤独、絶望、そして自己喪失の感覚すなわち無の感覚、これが個人の精神的危機としての現代の危機にかんするロペスの規定である。

このような現代の危機は、ただちに法的世界にも正確に反映し、

ここに「法の危機」が生まれる。法的危機は、ふくに法(diritto)の名における法規(legge)の果敢な批判に根ざしてくる。個人の特殊的個性にはまったく閑知せざる、峻厳にして固定的かつ抽象的な法規のまえに立つて、「無力であわれな、そして孤立せよ」（トクヴィル）個人は、法といふ逃避場所をもとめる。しかるに、この法とは、あらかじめ知りえない不斷に変つてゆく意思であり、各人の法である。自己を喪失した個人が容易に手にいれるほどの法⁽⁵⁾、このよがな法をもつて、法規と対立し、これを批判するほんのひと、「健全なる法意識の欠如」が見られ、法の不安定といつての「法の危

機」が生まれるのである。「法の不安定は、現在せる法の危機の中心のかつ支配的モチーフである」と、ロペスは主張したが、「法の危機」はそれゆえ、法の安定性への思惟の道を不可避的に準備することになる。そして、法の安定性は、「法規の必要性および有効性」を再認識し、法規の安定性を確保するにとどまつてゐるもの、かれは主張するが、ここに、じつはロペス思想における法規あるいはレガリタ(legalità 適法性)の重要性の一端が看取られるであろう。

ロペスは、このよがな「法の危機」についての明確な解釈においても、現代イタリア法思想史における特異な地位を有してゐると考えられる。かれの法の安定性論は、この危機意識を根底にもつてゐる。

(1) たとえば、E・オペケルは、もともと具体的な問題性——危機は、これをつうじて人間経験の各別の形態においてたち現われるのであるが——を一般的性格をもつ方式のなかに無意味ならしめる傾向を、危機にかんするものも危険な表明であるとして批判し、この傾向を「危機の神話」と呼んでいる。

E. Opocher, Il diritto senza verità, in «Scritti giuridici in onore di Francesco Carnelutti, Vol. I», 1950, p. 179

(2) M. Corsale, Il problema della certezza del diritto in Italia dopo il 1950, in «La certezza del diritto» p. 289

(3) F. Lopez de Oñate, op. cit., p. 28
 (4) F. Lopez de Oñate, op. cit., p. 28

- (5) F. Lopez de Oñate, op. cit., p. 40.
 (6) F. Lopez de Oñate, op. cit., p. 40, 41

III' 行為の保證 (Certezza dell'azione)

ロペスは、法の安定性を「行為の安定性」について把握するが、これは、危機のモチーフともかく関連している。

社会における個人の立場 (situazione) もふるいのは、個人が歴史的現実である社会のなかで堅持される安定性について、具体的に決定され、かつその発展が可能ならしめられる。道徳的経験は、それじたいじつせ十分なものではなく、はじめの動機が純粹に道徳的なものであったとしても、それに、それはある客観的関係のなかに血肉を具現化する必要がある。この客観的関係は、たんに観念的なものではなく、認識的なものでもなく、「行為—認識」 (azione-conoscenza) 的性格のものであり、それゆえに、個人は、「不斷の決定 decisione」 として、「不斷の個人性」として他者との対面するのである。だがこの客観的関係の実現は、個人の多様なる発展を可能にする「恒常的かつ客観的構造」の上に基礎づけられ、確証されねどりを要する。行為の道徳的提議の保証 (garanzia) が必要なのである。そして、ひとたび行為がなされたるや、その行為がいかに性格づけられ、またいかに社会の歴史的生活のなかにとらわれるのであるかを知ることなどが求められるのでなければならぬ。このもとで観

察から、法は行為の保証の体系 (sistema di garanzie dell'azione) として、諸行為の客観的整序 (coordinamento obiettivo delle azioni) として定義づけられ、また、たんなる人間共存 (convivenza) と社会 (società) が区別されるのである。⁽¹⁾

されでは、社会における人間の行為の保証、その客観的整序は、いかにしてなれるのであらうか。それは、規範による行為の予見可能性によってである、とわれる。実証主義とともにコントの科学觀によると、安定性は予見 (previsione) ながらの何らのじめないとし、この科学觀を類推して、ロペスもそのようだと言ふのである。「法は、その規範をもつて、ありうべき行動 (comportamenti possibili) の特性を保証する」とより、社会生活のなかに安定性をもたらすのやある⁽²⁾。人間は、現在の行為をなすがために、将来の行為、その価値、やうに他人の行為について計算することがでらるのやなければならない。規範をつうじて、人間が予測し計算することがでる、信頼 (fiducia) やはたされるところことは、もわめて人間的な事象としての法の理解を可能ならしめる。むしろ、規範による人間行為の予測可能性は、ロペスがベンサム流にこういふによれば、「現在の世代を未来のそれにむすびつけるところの連續性を可能ならし

フランツ・ロペス・デ・オニャーテの「法の安定性」論（一）

める」⁽³⁾のである。以上のじとく、規範は、行為の予見、それゆえその保証と信頼を可能ならしめるがゆえに、規範をつうじての法の安定性は、けつめよく、行為の安定性なのである。（行為の安定性としての法の安定性は、ロペス思想において、きわめて重要な規定であるといわねばならない）。

ところで、行為の安定を可能ならしめる法の安定性について、法の抽象性(astrattezza)、厳格性(rigidità)、正確性(precisione)、固定性(fissità)ふじたものが要請されねばならない。これらの諸性質をさわだつて代表するものが「法規」(legge)である。法規のゆつこれら諸性質にたいしては、たしかに、「況且の」から無数の矢が射られる⁽⁵⁾のであるが、ロペスは、むしろ行為の保証という観点より、法規の必要性を承認するのである。すなわち、「况且」の意思を法規の必要性に服せしめる」という法の安定性のもつ「制約」に個人が服するのは、「法規の必要性が個人にその保証を贈りあたえる」という条件のもとににおいてである。つまり、「機械的で断片的な瞬間瞬間のなかに」⁽⁶⁾あはててしまふ諸行為の連続ではなく、ある未来にひろがりゆく行動をおこない、それゆえ生活設計の表現たる行為を遂行する可能性をあたえる」という条件のもとににおいてはじめて、個人は法規に服するのである。この意味において、法規は、一見したところ、他者ではない。すなわち、「法規の名にあたいる法規にしたがうということは、各人が、その生とその内面の律法として自己のうちにもつてゐるふかき理性(ragione)としたがうことである」⁽⁷⁾。かくして不安定なる法規は、法規の使命に背馳する、といわねばならない。なぜならば、不安定な法規は、「行為」の実現だけではなく、「自身たらんとする要求」(desiderio di essere se stesso)の実現をもはばむ結果になるからである。

ロペスの、法の安定性の基礎がここにあらがとれる。行為の安定性は、自身を喪失した危機としての個人が、「自身たらんとする要求」を実現するために必要であるが、その条件である、確実なる法規による法の安定性は、まさしく危機の克服という次元において問われ、思惟かれていることがあらかである。

だが、ひるがえつて考えてみると、「法の危機」なるものは、万能をほこる法規のまえにたたきれた弱き個人が、動搖をよぎなくされ、「法」の名において「法規」を批判するところに生じたはづであつた。それは、「法規への信頼の危機」(P・カラマンドン)であり、「立法のインフレーション」としての「法規の危機」(F・カルネルッティ)であったはづである。しかし、だからこそロペスは、法と法規との間の対立・批判に顕現せる価値的危機のなかについて、「法規の必要性と有効性」を再認識することを要求し、これ

に由る法の安定性をもつてゐるのみである。だからこそさうかについてたれやうか。これがローブの根本的な問題である」と述べられてゐる。

法規による法の安定性が、現実・歴史に内在する原理（正義）の客觀化として、それがまた「特殊倫理性」について規定され、正義と宗教の次元においてせんじて、法規が、社会にねぐら個人の行動・発展の保証として承認される可能性をもつてゐる。しかし、この法規の体系についての法的 세계は、歴史的・客觀的世界として、個人の行為を保証し秩序ある機能をはなし、その世界に見て個人は自己自身を回復する可能性をもつてゐる。ローブの論理は、けつめいして、「法の危機」（法の不安定）と「法の特殊倫理性」（法の安定性）、より根本的な「個人の危機」（個人の自己喪失）と「社会の安定性」（個人の自己回復）との関係性を示すものであつて、みちびかれてくるところのやはあらがふ。危機にやがて本質が暴露されると解せぬから、法の安定性は、それから法の本質性と云ふ概念の次元でせりへるのであら。

四、戦闘 (La lotta contro l'arbitrio)

(1) F. Lopez de Onate, op. cit., p. 48 とくに Filomusi Guelfi も G. Del Vecchio とつぶやいてゐる (Nota, p. 56)

(2) F. Lopez de Onate, op. cit., p. 49
F. Lopez de Onate, op. cit., p. 50

トマホーク・ローブ・スリーアードの「法の安定性」論 (1)

(4) « La certezza del diritto si traduce in certezza dell'azione ed in possibilità dell'azione.» (op. cit., p. 52) : « La certezza del diritto è invece la certezza dell'azione, poiché è la garanzia dell'azione.» (op. cit., p. 160)

(5) 予見可能性もつての法規の機能として法典・カルネル・カルネルの批判があつた。F. Carnelutti, La certezza del diritto, 1943, in « La certezza del diritto » pp. 194-5.

また今日、一般的な、現代社会における法規—法典の安定性は疑われてしまう。Cfr. G. Fassò, La legge della ragione, 2ed., 1966, p. 233; S. Cotta, La sfida tecnologica, 1968, pp. 179-181

(6) F. Lopez de Onate, op. cit., p. 52

(7) F. Lopez de Onate, op. cit., p. 53

なむかねば « legge » と « ragione senza passione » (トマホーク) の上に基礎でたつてゐるが主張してゐる (op. cit., p. 140)、それが主張のなかで、« razionalismo » のトマホークを看取つてゐるといふのがおおだ。

フラー・ヴィオ・ロペス・デ・オニャーテの「法の安定性」論（一）

ロペスにおいて、法の安定性は客觀性そのものである。つまり、現実・歴史に内在する原理の客觀化であるが、それによって法の世界（客觀的世界）が成立する。この世界において恣意は、はじめて排除されるのである。

かれは、裁判官の恣意と立法者の恣意について論じている。

まず裁判官の恣意は排除されねばならない。訴訟は安定への法の憧憬の結果である。「*田口の訴訟物について行為すべし*」（*de re sua agitur*）こととは、たんに自己の特殊利益のみならず、安定性そのもの（これがまだ *res sua* である）もまた訴訟において問われていることを意味する。だから、訴訟にあっては恣意は存在してはならない、裁判官は《*viva vox juris*》（生れた法律の声）にあまんじなければならぬ。⁽²⁾ ロペスは、このように裁判官を厳格に法に服せしめるが、よくなくともこの点については、やあるかぎり裁判官の専断を法規によって排除しようとする近代合理主義的イデオロギーの色彩が濃厚であるといわねばならない。今日、裁判官はむしろ、法創造的機能を現実的にはいとなんじることは否定しえないのである（仮に法規にしたがつたというフィクションの要素が、判決においてあらわれてゐるにしても）。だが、裁判官による法の自由なる発見あるいは創造の名において、かれの主觀性—恣意—が、それゆえ法的不安定性が訴訟を支配する可能性は、まったく避けられる

ところにはゆかないであらう。この意味で、「恣意にたいする闘い」を徹底しようとするかぎり、裁判官を《*viva vox juris*》として規定せざるをえない。ただそれが、多分にイデオロギー的主張であることは否定できないであらう。

ロペスは、しかしながら、このイデオロギーをやへて徹底し、立法者にまでこれを拡張する。

立法者は現行法規を変更する権限をつねに有するがゆえに、「法的意味においては立法者はけつして恣意をなしえない」（R・ファン・イエーリング・「法における目的」）とする見解を、まったく形式的な觀方であると批判し、ロペスは、立法者とても恣意をなしうる可能性をみとめ、立法者を拘束する原理をみいだそうとする。なるほど、ロペスは、立法が恣意的であり、「法規が恣意的」（A・ロスミーニ）であることを、ある意味ではみとめる。⁽³⁾しかし、立法者がその万能を主張するならば、かれはその使命に背馳する。ロペスは、つるのように主張した。

「立法者はその欲すべしといふをなしえない。よりよくいへば、かれは歴史的に（storicamente）、すなわち、無制限なる恣意にしたがつてかれが公布した規範をそのまま実効的かつ妥当的規範たらしめるようしなしかたでは、その欲するところをなすことはできない。立法者は、現実(realta)すなわち歴史(storia)が求めている法規たる

ものに考慮をはらうばあいにのみ、その信ずるところをなしうるのである。諸々の拘束を設定する、ときには無拘束にそれらを設定するものと信じてゐる立法者もまた、あらゆる人間とおなじく、歴史にしばられるのであり、またしばられねばならないのである。⁽⁴⁾

立法者を拘束する原理は、『realità』⁽⁵⁾か『istoria』である。だが、立法者が歴史的拘束をうけるといふのは、一体どのような意味であろうか。かりに歴史の原理が立法者を拘束するといつてみたところや、どのように立法者はこの原理を発見し、みづからを拘束するのか。もしも歴史が「機械的なしかたで何らかの態度を決定する」ということを主張するならば、それは何といふ神秘的色彩をねぶるなどであろう。ロペスの主張は、だがけゝしてそうではない。

「現実は思惟 (pensiero)」によって押しつかめられる、すなわち思惟を自己内に受け取ることがでゐる」のである、「思惟が現実を、かれこれの歴史的構造のなかで考慮し、それゆえ現実を自然 (natura) としては考へないばあいにのみ」、その思惟のまえにあって現実としてたちあらわれるのである。⁽⁵⁾かれにおいて現実は歴史であり、たんなる自然ではない。しかも、その現実は思惟によつて把握された歴史なのである。歴史は、思惟を媒介としてはじめて、主体的・評価的原理となりうるのである。現実—歴史のなかでの個人の主体的思惟あつてはじめて、拘束的・評価的原理としての現実—

歴史が成立し、万能をほこる立法者とて、これには絶対に服せねばならないのである。ロペス思想は、あわめて歴史意識的であるが、立法者を拘束する原理としての現実—歴史を肯定する点において、それは顯著である。しかのみならず、後述する「特殊倫理性」概念は、いわゆる「眞実の現実内所在の理論」に立脚するものであるが、そこにおける現実とは、たんなる事実的あるいは自然的なものではなく歴史的なものである。だが、かかる歴史性は、つねに人間の思惟において媒介されたものである。思惟なくして『realità-istoria』は成立しない。思惟はまた理性であり、これによつて把握された歴史は客觀化されぐれどあり、法規として確立されぐれどある。この意味において、法規はまさに理性であり、法は『ragione senza passione』⁽⁶⁾なのである。ロペス思想は、ある意味で『razionalismo』の表明であると考えられるであらう。

しかるに、思惟—理性の把握する歴史が拘束的それゆえ評価的原理として機能するとか、ほんらい没評価的な法実証主義は、ここにおいて超克されうる可能性をもつてはあるまいか。思惟—理性が把握する歴史原理が具体的・内容的にいかなるものであるかは、(おそらくロペスにおいてわれても) 不明であるとしても、すべなくじぶんこの歴史原理が拘束性を有することをみとめるかあり、序論でも触れたように、ロペスにおいて一種の歴史的・自然法思想への契機が存

トマーカイヤ・ロペス・ル・オナテーの「法の安定性」論(1)

在するからだ。わたくしはそれが目的である。⁽⁷⁾ だが、この延びて
いたま、かねの若死によつて遂に発展をしたのがなかにたら
はこのがだんだ。

自然法⁽⁸⁾ 「法の宿敵」(il naturale nemico del diritto) も甚
きやるにふるひて、個人の自由を保証するふるの思想は、近代化
理主義のイントロダクションであるが、全体主義の支配したかたの時代に
おこり、そのイントロダクション、「恣意にたどかる闇」⁽⁹⁾ となる程の
ふるい、またたら強調されねばならなかつたのである。

- (1) ロペスの思想は多分にくーゲル的色彩をおもつこねが、なん
ぞむかれば恣意すなわち「矛盾する」の意図⁽¹⁰⁾ にかゝるべく一
ゲルの語葉を引用してゐる。op. cit., p. 123 « l'arbitrio invece
di essere la volontà nella sua verità, è piuttosto la volontà
come contraddizione. » („Die Willkür ist, statt der Wille
in seiner Wahrheit zu sein, vielmehr der Wille als der
Widerspruch.“ Philosophie des Rechts § 15)
- (2) F. Lopez de Oñate, op. cit., pp. 123-4
- (3) «…, non v'è dubbio che il legislatore si vale dell'
arbitrio, per eliminare l'arbitrio. » (op. cit., p. 124) かねば
おた「聰明なる怒意」(un illuminato arbitrio) も、Scialoja
じつたがへんむるところ。Scialoja は、田井が三一口ハベガ
を採用つたるもく『illuminato arbitrio』と云ふ。F.

Lopez de Oñate, op. cit., nota. p. 128

(4) F. Lopez de Oñate, op. cit., p. 125
F. Lopez de Oñate, op. cit., p. 125

(5) トマーカイヤーの規定しつたがご、ロペス、法規の根底
に『ragione senza passione』(ラジオーネ・ヘン・アリエッテ) じゆる
めにて。F. Lopez de Oñate, op. cit., 140 e nota p. 147 は
お、本稿二註で参照。

(6) ロ・カボグリハハダ、ロペスは自然法を承認つて
いる。それは「客觀的理性」(ragione obiettiva) としての自然法
である。(G. Capograssi, Considerazioni conclusive, in « La
certezza del diritto » p. 244), ゾ・ニキチーノ、カボグリハ
ハダの「diritto naturale」もさ「razionalità」の意味
で用ひらるてゐる。M. Corsale, La certezza
del diritto fra razionalismo e positivismo. Flavio Lopez de
Oñate, in « Rivista int. di Filosofia del diritto, » 1967,
fasc. II, pp. 288-9

わたしがロペスは自然法的要素がふんだる理解つてゐる
かねを歴史的たむふつてゐる。かねはカボグリハハダの「
ragione obiettiva」と M. ニキチーノの「razionalità」
も、これら「storica」なるのアシスト解釈のものだ。
のよつて考へるに、ロペス思想を、主として
戦後から今日まであるが、イタリイ自然法思想の流れの
なかで正しく理解するには、ロペス思想を、主として
「聰明なる怒意」(un illuminato arbitrio) も、Scialoja
じつたがへんむるところ。Scialoja は、田井が三一口ハベガ
を採用つたるもく『illuminato arbitrio』と云ふ。F.

«La certezza del diritto» di F. Lopez de Oñate (1)

Kimio Nakamura

Lo scopo di questo saggio è di chiarire il pensiero giuridico-filosofico di F. Lopez de Oñate (1912-44), immaturamente strappato agli studi. In particolare dal punto di vista della «certezza del diritto»—la sua principale opera (1942; ristampa postuma, 1950; nuova ed., 1968).

Il Lopez non mira a ricercare analiticamente i diversi aspetti della certezza giuridica, bensì a considerarla appunto come la funzione essenziale, specifica del diritto, ed a chiarire come si realizza il mondo obiettivo, cioè del diritto. Così, il suo discorso ha carattere puramente speculativo. Certamente non intendo con ciò, di affermare che questo discorso non sia significativo nel campo pratico del diritto; piuttosto il Lopez si trova nella posizione specifica non poco importante nella storia contemporanea della filosofia del diritto italiana. Il Lopez si presenta, a mio avviso, come un sostenitore del diritto naturale, sia pure nel senso specifico, cioè «storico», sebbene ci sembri un tipico esponente del positivismo giuridico.

Il pensiero del Lopez è profondamente fondato sulla coscienza contemporanea della crisi. Egli inizia l'argomento con il tema della «crisi della nostra epoca», i cui elementi «si manifestano con la chiarezza maggiore nel campo del diritto». La crisi del diritto si presenta come contrapposizione del diritto alla legge, attraverso la quale diventerebbe incerto il mondo del diritto.

Il nucleo centrale del suo pensiero, salvo questo presupposto della crisi, è propriamente la certezza come «specifica eticità» del diritto, nella quale per lui si è già inteso l'identificazione di certezza e di giustizia, che risulta, in modo hegeliano, dalla «dottrina dell'insidenza della verità nella realtà». In questo volume,

tuttavia, non si tratta questo problema che è la causa principale delle difficoltà che s'incontrano nell'interpretazione del suo pensiero, e quindi il suo Libro sollevò allora delle discussioni fra alcuni giuristi italiani.

Qui mi limiterò soltanto a chiarire dei punti fondamentali per poter comprendere meglio la concezione lopeziana della certezza del diritto, cioè «la crisi del diritto», «la certezza dell'azione» e «la lotta contro l'arbitrio».

Il pensiero di Francesco Guicciardini (dai "Ricordi")

Yoshitaka Ieda

I "Ricordi" sono un libro scritto da Francesco Guicciardini. Esso non si limita ad un soggetto particolare, ma è l'insieme dei "Ricordi" della vita attiva dell'autore. I "Ricordi" riflettono le vicissitudini della vita nonché lo sviluppo di pensiero della mente profonda e fine del Guicciardini. Questi "Ricordi" furono scritti durante il periodo di circa diciotto anni.

Al loro inizio, Guicciardini occupava un alto ufficio pubblico, ma poi, perduto questo ufficio, fu obbligato ad un involontario ritiro. Guicciardini continuò, anche allora, a scrivere i suoi "Ricordi" esprimendo in essi non solo i suoi pensieri, ma raccogliendo anche la comprova di essi che le mutate circostanze dei tempi gli fornivano.

La caratteristica di pensiero del Guicciardini è un completo empirismo: "Non si confidi alcuno tanto nella prudenza naturale che si persuada quella bastare senza l'accidentale della esperienza, perché ognuno che ha maneggiato faccende, benché prudentissimo, ha potuto conoscere che con la esperienza si aggiugne a molto cose, alle quali è impossibile che el naturale solo possa aggiugnere" (C. 10), perciò, per lui, ciò che vale non è la filosofia (i principi filosofici), ma la storia (l'esperienza).